

令和4年6月定例会 警察危機管理防災委員会の概要

日時 令和4年7月1日(金) 開会 午前10時
閉会 午後0時4分

場所 第7委員会室

出席委員 美田宗亮委員長
橋詰昌児副委員長
千葉達也委員、松井弘委員、日下部伸三委員、白土幸仁委員、本木茂委員、
松坂喜浩委員、水村篤弘委員、前原かつえ委員

欠席委員 なし

説明者 [警察本部関係]
加村啓二公安委員会委員長、原和也警察本部長、
岩根忠総務部長、伊藤奨警務部長、広木利信生活安全部長、
福島謙治地域部長、高橋俊章刑事部長、丹下浩之交通部長、
田崎仁史警備部長、利根田久雄財務局長、佐藤勝彦警務課長、
新井智美総務課長、山本恭茂生活安全総務課長、伴野康和保安課長、
関根英勝地域総務課長、関根郁久刑事総務課長、
鰐坂裕一組織犯罪対策課長、内藤淳一交通総務課長、田中守交通規制課長、
竹内浩運転免許課長、藤沼誠公安第一課長、江田浩之警備課長

[危機管理防災部関係]

三須康男危機管理防災部長、澁澤陽平危機管理防災部副部長、
内田浩明危機管理課長、佐藤和央消防課長、小沢きよみ災害対策課長、
宮原正行化学保安課長

会議に付した事件並びに審査結果

- 1 議案
なし
- 2 請願
なし

所管事務調査

- 1 警察本部関係
 - (1) 猟銃の所持許可手続について
 - (2) インターネットカフェにおける立てこもり事件の防犯上の課題と現時点で考えられる予防策について
- 2 危機管理防災部関係
他県からの応援を想定した訓練について

報告事項

- 1 警察本部関係
山岳救助の現状と対策
- 2 危機管理防災部関係
指定管理者に係る令和3年度事業報告書及び令和4年度事業計画書について

【所管事務に関する質問（猟銃の所持許可手続について）】

日下部委員

- 1 ふじみ野市における事件の再発防止のため、生活保護受給者の銃刀保持に対して、県警察としてどのように取り組んでいくのか。
- 2 更新の手続時に、経済状況を聞く欄で生活保護を受給しているかどうか聞いて、生活保護を受給していれば福祉部に連絡して生活保護を停止してもらうというのがベストだと思うが、それができない場合、申請者の経済状況も調査しているのだから、生活保護受給者や生活に困窮している人は銃の所持を諦めるように説得できないか。
- 3 生活保護を受給しながら銃刀を保持していることを知り得た場合、福祉部に連絡しないことは、個人情報保護法が隠れ蓑になってしまうのではないか。

保安課長

- 1 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の規定において、年齢、一定の犯罪経歴、精神障害等の病気、ストーカー行為、暴力的な集団への所属等に係る、いわゆる欠格事由に該当する場合に、銃砲所持の許可をしてはならないと定められているが、生活保護受給者であるということをもって許可をしない旨の規定はおかれていない。したがって、現時点では、生活保護受給者か否かを確認することは考えていない。しかしながら、今回の事件の発生を踏まえて、訪問医師等に対する安全確保対策として、生活保護受給者にかかわらず受診者及びその家族等からの暴力的な要望等、対応に苦慮する案件がある場合には、警察に対して早期の相談を呼び掛けるとともに、相談を促進する観点から、県保健医療部局等と連携し、トラブル発生のおそれがある場合の早期相談、事案発生時の110番通報等をテーマとした研修動画を作成し、県保健医療部局を通じて、県医師会、市町村、保健所に対し、医療・介護関係者へ周知するなどの取組を実施しており、今後も医療従事者等の安全の確保に取り組んでいく。
- 2 生活保護受給者であることや生活困窮の有無をもって欠格事由に該当するわけではないため、そのことをもって説得することは困難であるが、銃砲所持者が収入や借財等に照らし、銃の保管庫の設置、銃の維持・管理にかかる費用を適切に捻出できるかどうかという観点から、参考情報の一つとして、経済状況等を調査の上、適切に銃を所持できるか否かどうかを判断していく。
- 3 銃砲所持者に係る情報については、個人情報保護法をはじめ関係法令の規定により、福祉部門を含め第三者に対し、提供することは困難であると認識している。しかしながら、県警察としては、所持不適格者の排除を徹底するため、今後とも厳格な審査及び調査を実施していく。

前原委員

- 1 ふじみ野市の事案を受けての取組及び訪問医師等から同行要請があった場合の対応について伺う。
- 2 相談のための窓口は、具体的にはどこにあるのか。

保安課長

- 1 本事案の発生を受けての県警察における具体的な取組は、医師会等を通じ、訪問医師、

医療従事者の方に対して、受診者及びその家族等からの暴力的な要望等、対応に苦慮する案件がある場合には、警察への早期の相談を呼び掛けており、早期の相談を促進する観点からも、トラブル発生のおそれがある場合の早期相談、事案発生時の110番通報等をテーマとした研修動画を作成し、医療関係者の方々に周知を図っているところである。個別の医師の往診について、全て同行できるかは困難と考えるが、早期に相談してもらうことで、警察として適切に対応していく。

- 2 一般的には、相談に対応する部門が警察署等にある。急ぎでない場合は、「#9110」という相談電話がある。銃砲所持に関する相談等は、警察署の生活安全課がある。こうした窓口で相談していただければ、適切に対応していく。

【所管事務に関する質問(インターネットカフェにおける立てこもり事件の防犯上の課題と現時点で考えられる予防策について)】

千葉委員

昨年6月17日、さいたま市大宮区でインターネットカフェ立てこもり事件が発生した。30時間以上、従業員を人質に取り立てこもった事件である。そしてまた、本年6月21日の深夜、川越市のインターネットカフェにおいて、再び立てこもり事件が発生した。昨年、そして本年の二つの立てこもり事件を通して、浮き彫りになった防犯上の課題や現時点で考えられる予防策について、県警察では再犯防止の観点からどのように検証されているのか。

生活安全総務課長

まず、防犯上の課題であるが、インターネットカフェ事業の営業形態から外部からの視認性の低さ、特に夜間における従業員の少なさ、施錠設備の多くが外から開けにくい構造であることに加え、店舗による防犯意識の温度差などが認められるところである。委員御指摘のとおり予防策は大変重要なことであり、県警察では、今般発生した事件を受け、直ちに埼玉県インターネットカフェ等防犯連絡協議会を通じてインターネットカフェ事業者に対し、悪意のある者を入店させないために、会員制度等の導入と公的証明書による利用者の本人確認の実施、支払能力のない者を入店させないための前金制の導入のほか、犯罪が起きにくい環境づくりのため、防犯カメラの増設、見通しの確保、利用者を確認できる照度の確保、危険物の持込禁止について、会員規約等への明示、入口・受付での掲示や口頭での確認、従業員単独での客室入室の極力回避、防犯ブザーの携帯、緊急時に個室の内側から容易に開錠、脱出できる設備の設置促進、女性を凝視するなど挙動不審な者への声掛け、警察への通報等を指導、助言したところである。また、先述した防犯上の課題を踏まえて、インターネットカフェ事業者が加盟する団体である日本複合カフェ協会においては、今後、会員等との協議等の手続を経て、運営ガイドラインに完全個室の鍵は、緊急時は外から開錠できる仕様での導入に努める、完全個室の清掃、メンテナンス時には内鍵を閉めて作業を行うよう努めるとする規定を新たに導入する改定を行うこととしていると承知している。県警察では、協会や事業者による自主的な防犯対策を強力に支援するほか、その効果を一層高めるため店舗の実態を踏まえた防犯指導、防犯訓練等を通じた課題の明確化や解決のための提案・提言、防犯グッズの提供・平素からの相談受付などの連携強化等、関係機関、事業者、事業者団体等との連携、支援により、不断に再発防止に取り組んでいく。

【所管事務に関する質問（他県からの応援を想定した訓練について）】

松井委員

最近、地震が多くなっている。政府の地震調査委員会では、今後30年以内に70パーセントの確率で首都直下地震の発生を予測しているが、他県からの応援を想定した訓練は考えているのか。

消防課長

大規模な地震が本県で発生すれば、他県から応援を受けることが想定される。消防では、緊急消防援助隊という、大規模災害発生時に国の指示などに基づき、他の都道府県の消防が応援する全国的な仕組みがあり、今年はその緊急消防援助隊の関東ブロックでの合同訓練を埼玉県で予定している。関東ブロックは、関東1都6県に甲信静を加えた10都県で構成されており、毎年会場を持ち回りで実施している。埼玉県では10年ぶりの開催となる。近年、新型コロナウイルス感染症等で実動訓練ができておらず、4年ぶりに実動訓練を本県で実施することになる。

松井委員

- 1 緊急消防援助隊とはどのようなものなのか、もう少し詳しく伺う。
- 2 緊急消防援助隊として本県から応援に行ったことはあるのか。また、本県が応援を受けたことはあるのか。
- 3 関東ブロック合同訓練の目的と訓練内容はどのようなものなのか、詳細について伺う。

消防課長

- 1 緊急消防援助隊は消防組織法に規定された全国的な仕組みであり、あらかじめ各消防本部が緊急消防援助隊として出動可能な部隊を登録している。埼玉県では279部隊が登録されている。大規模災害発生時に消防庁長官が必要と認める場合は、登録された部隊の中から消防庁長官の指示等により必要な部隊が派遣される。
- 2 緊急消防援助隊は平成7年に創設されたが、それ以来、本県からは15件の災害に出動している。幸いにも本県が応援を受けたケースはない。
- 3 今年開催する関東ブロック合同訓練は、当番県である埼玉県が大規模災害で被災したことを想定したものであり、消防機関の応援・受援体制の検証や関係機関との連携強化を目的としている。大規模地震による多数の建物倒壊、土砂災害時の負傷者救出や、大規模火災による延焼防止を目的とした放水訓練、応援に来た部隊の宿営の訓練等を行う。一部の訓練では自衛隊などの関係機関が参加するため、1,000人規模の大規模な訓練となる。

千葉委員

緊急消防援助隊は都道府県相互の応援をするとのことだが、県内消防機関相互の応援体制や訓練はどのようなになっているのか。

消防課長

県内消防機関相互の応援体制は、全ての消防本部が締結している埼玉県下消防相互応

援協定に基づき運用されている。応援要請は２段階あり、まずは比較的近くの消防機関での応援で対応し、次に、遠方の消防機関での応援で対応することとなっている。訓練については、情報伝達訓練や土砂・風水害の部隊運用訓練、宿営場所の設営訓練を年１回実施している。このほか、地域ごとに部隊運用訓練を実施している。

前原委員

緊急消防援助隊は、平成７年の創設以来、他県へは１５件応援に出たが、他県から応援を受けたことはないとの説明があった。令和元年の台風第１９号のときは、川や貯水池が氾濫し、遠方から排水ポンプを夜通しで持ってきてくれた。応援を受けたことがないというのはどういうことか。

消防課長

令和元年の台風第１９号のときは、埼玉県から他県へ応援を出しており、防災ヘリコプターが福島県や長野県で活動した。御質問にあった排水ポンプの応援は、緊急消防援助隊とは別の枠組みである国土交通省が所管するＴＥＣ－ＦＯＲＣＥのことだと思われる。